

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田稔久

送検事件「労災かくし」の紹介

被災者も送検

今年1月、驚きの報道がありました。労災かくしの司法事件 について、所轄の監督署（愛知県外）が、法人とその役員に加

えて、被災した労働者も教唆犯として書類送検したからです。報道記事を参考に事件の概要をまとめました（別掲1）。

ご承知のとおり労働安全衛生法は労働者保護法ですが、労働災害防止を目的とした社会秩序を維持する公法としての意義があります。ですから、たとえば被災者であっても労災かくしに加担することは許されないと推測します。過去このような事案は記憶にありません。

次の事件も建設業ですが、2

次請負事業者の労働災害に関し、労働者死傷病報告書の報告義務のない元請と1次請負事業者の各現場責任者も共同正犯として送検されました（別掲2）。

なお本件では、元請と1次請負事業者の法人には両罰規定による法人処罰は行われていません。法的には可能とも考えられますが、そもそも両法人に報告義務がないとの事情が検討されたのかもしれない。

さて、労災かくしの送検件数の実態は「労働基準監督年報」（厚労省）からうかがい知ることが出来ます（別掲3）。

し公表期間は限定しているようです。

① 労災かくしは、労働者死傷病報告を監督署に提出しない

② 取引先に知られないように発生場所をかくす

等により行われます。その問題点としては、①安衛法違反である、②被災者への補償が労災保険の給付を下回る、時には上回るケースもあるが、いずれにせよ曖昧な状態となる、③保険請求等を不正に行うと詐欺となる、④かくす行為により災害の再発防止対策が行えない、⑤被災者、その家族の心も傷付ける、等です。

労災かくしは明らかにコンプライアンス違反でもあり、防がなければなりません。そのため、経営トップが「我が社やグループ企業において、労災かくしは絶対にしない」と繰り返し宣言することがまずは重要だと思います。安全はトップから。トップの関心のないことに誰も協力しません。

別掲1 労災かくしで、被災労働者も送検

1. 事件の概要（報道等の情報による）

今年1月、A監督署（愛知県外）は、工事現場で元請から電気関係の仕事を受け負う1次の電気工事会社について、昨年4月に発生した同社労働者の当該現場における「はしごからの墜落災害」（休業4日以上を負傷）に関し、同社の専務取締役が自社倉庫で脚立から転落したと、「虚偽の報告を監督署に行った」として安衛法違反の疑いで書類送検した。

また、A署は併せて、同社の被災労働者についても、発生場所を偽るよう教唆をしたとして、安衛法違反の疑いで書類送検した。

2. 被疑者 法人（建設業）、専務取締役、被災労働者（教唆）

3. 関係法令 安衛法第100条（報告等）
労働安全衛生規則第97条（労働者死傷病報告）
刑法第61条（教唆）

別掲2 労災かくしで送検

1. 事件の概要（当該監督署のプレスリリースによる）

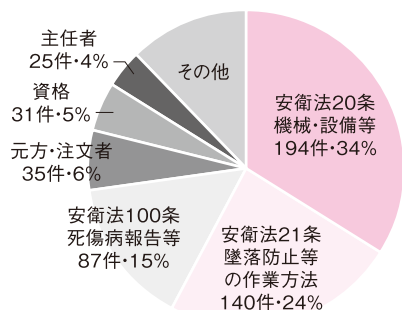
今年1月、A監督署（愛知県外）は、工事現場で2次の請負事業者であるB社について、昨年4月に発生した自社労働者の労働災害（休業4日以上を負傷）に関し、同社とその代表取締役Cを「労働者死傷病報告を遅滞なく監督署に行わなかった」として安衛法違反の疑いで書類送検した。

また、A署は元請の現場責任者D、1次の請負事業者の現場責任者EはCと共に「労働者死傷病報告を遅滞なく監督署に行わなかった」ことに加担したとして、安衛法違反の疑いで書類送検した。

2. 被疑者 法人B（建設業）、代表取締役C
元請の現場責任者Dと1次の現場責任者E（共犯）

3. 関係法令 安衛法第100条（報告等）
労働安全衛生規則第97条（労働者死傷病報告）
刑法60条（共同正犯） 刑法65条（身分犯の共犯）

別掲3 令和6年送検事件（安衛法574件）違反項目



令和6年 労働基準監督年報

令和6年分を円グラフにしてみました。労災かくしは送検件数の3番目に多いです。この他に厚労省では先頃「労働基準関係法令違反に係る公表事案」を同省HPに公開しています。ただ